

平成 30 年 1 月 12 日

## アウガ問題調査特別委員会会議概要

委 員 長 丸 野 達 夫

副 委 員 長 山 脇 智

**1 開催日時** 平成30年1月12日（金曜日）午後1時～午後4時41分

**2 開催場所** 第3・第4委員会室、第1委員会室

**3 案件**

- 1 証人尋問について
- 2 その他

**○出席委員**

委員長	丸野達夫	委員	藤原浩平
副委員長	山脇智	委員	仲谷良子
委員	中村美津緒	委員	秋村光男
委員	木戸喜美男	委員	赤木長義
委員	小豆畠 緑		

**○欠席委員**

委員長 谷川 章 悅

**○証人**

明本成男氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 営業企画部次長）  
沼田智光氏（有限会社沼田建設 代表取締役）

**○事務局出席職員氏名**

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	石澤貴志
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	山内克昌
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	柴田聰
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主事	高木涉
議事調査課主査	山田達		

○丸野達夫委員長 それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

長谷川章悦委員より、所用のため欠席との報告が入っております。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいりたいと思います。

傍聴人に申し上げます。携帯電話その他音声等を発生する機器の電源をお切りくださいますよう御協力のほどお願ひいたします。

また、証人が証言を行う上で支障があると判断した場合は、青森市議会委員会条例第19条第2項の規定により、委員長の権限でその証人が証言を行う間、傍聴人の退場を命ずる場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

本日は、2名の証人尋問を予定しておりますが、よろしくお願ひいたします。

報道機関から2人の証人尋問に関して、証人入室時の撮影の申し出がありましたので、証人が入室してからしばらくの間、撮影を許可したいと思いますがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それではどうぞ。

〔報道関係者、規制線内に移動〕

○丸野達夫委員長 これより、議事に入ります。

本委員会に委任されておりますアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業における活性化（ソフト）事業に関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会に関する事項についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、元青森駅前再開発ビル株式会社営業企画部次長明本成男氏の証人尋問を行います。

それでは、証人の入室を求めます。

〔明本成男証人入室〕

○丸野達夫委員長 どうぞ、御着席ください。

〔明本成男証人着席〕

○丸野達夫委員長 それでは規制線にお戻りください。

〔報道関係者、証人等を撮影後、規制線内に戻る〕

○丸野達夫委員長 明本成男証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいまして、ありがとうございます。

本委員会の調査を行うために、御協力のほどよろしくお願ひいたします。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、もしくは、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨をお申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めることによりまして、証人に宣誓を求めます。全員、御起立願います。マスコミも。

〔出席者一同起立〕

○丸野達夫委員長 お願いします。宣誓の朗読を願います。

○明本成男証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年1月12日、明本成男。

○丸野達夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

〔明本成男証人、宣誓書に署名捺印〕

○丸野達夫委員長 それでは御着席をお願いします。

〔出席者一同着席〕

○丸野達夫委員長 これより証言を求めることがあります、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようにお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言をお願いいたします。

委員各位に申し上げます。

本日は、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1－8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業における活性化（ソフト）事業に関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会に関する事項に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますことから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

これより、明本成男証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

まず、あなたは明本成男さんですか。

○明本成男証人 はい。

○丸野達夫委員長 住所をお述べください。

○明本成男証人 青森市柳川一丁目です。

○丸野達夫委員長 職業をお述べください。

○明本成男証人 現在、無職です。

○丸野達夫委員長 生年月日及び年齢をお述べください。

○明本成男証人 昭和32年2月、60歳になります。

○丸野達夫委員長 ありがとうございました。

次に、私から共通質問を行いたいと思います。質問は2点あります。

青森駅前再開発ビル株式会社に入社した経緯をお知らせください。

**○明本成男証人** 入社当時、営業を担当する職員が欠員をしているということで、こういう商業施設、ファッショング関係の経験値のある方をということで探していたということで、私のほうに声がかかりまして、少しでも役に立てればという思いで入社いたしました。

**○丸野達夫委員長** そうすると、前職もそういう関係にいたということ。

**○明本成男証人** 前々職。

**○丸野達夫委員長** 前々職ですか。ありがとうございます。

質問の2点目は、青森駅前再開発ビル株式会社内での明本証人の職務というのは、どういうものだったんでしょうか。

**○明本成男証人** 主に営業のリーシング関係を担っておりました。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

以上で、私からは終わりります。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。なお、証言を求める際は、あらかじめ決定している証言を求める事項のうち、いずれの証言を求める事項について質問するのかを明らかにした上で行っていただきますようお願いいたします。また、証人に資料等を提示して質問をする場合は、その都度、委員長の許可を得て行うようにお願いいたします。

初めに、山脇智委員。

**○山脇智委員** 本日はお忙しい中、明本証人には御出席いただき大変ありがとうございます。

それでは、証言を求める事項1の、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業へのかかわりについてから証言を求めていきます。

まず、明本証人は、事業が実施された当時——食街道めぐり事業ですね。青森駅前再開発ビル株式会社の営業企画部次長という立場だったと思うんですけれども、食街道めぐり事業には具体的にどのようにかかわってきたのかについて、記憶の範囲で証言を求めたいと思います。

**○丸野達夫委員長** 明本証人。

**○明本成男証人** 食街道事業に関しましては、会社を挙げてプロジェクト体制というか、会社を挙げて取り組んだ案件だと認識しております。ですので、ミーティングを開いたりとか、いろいろ進行状況の確認だとか、そういう打ち合わせ等にも当然、当時は参加していたと。そういう意味では、非常にかかわりがあったというふうには思いますが、事業そのものについての何か担当を持ったりとか、役割を持ってということではなかったと。どちらかというとサポート、次長としての立場としてサポートしていたというふうに認識しております。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 サポート的な立場だったということで、事前の書類での文書での質問に対しても、直接業者の選定にはかかわっていないというような話ですとか、あと実績報告書の作成についても、誰が作成したかはわからないといった回答が寄せられているんですけども、青森市の経済部のほうでも、恐らく明本証人に対しては聞き取り——この食街道めぐり事業について、議会での答弁の関係で聞き取りなどを行ったと思うんですが、その際にはこの食街道めぐり事業についてどのように説明をしたのか、市に対しての説明をしたのかについて証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 聞き取りした中で、特に、例えば一連工事関係についてはですね、聞かれたとしても、実際わからないというふうな趣旨の回答をしていましたというふうに思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 じゃあ、この文書でも書類の返答とほぼ同じように、具体的に聞かれた項目にはわからないというふうに答えていたということで理解しました。

それでは、これで証言1について終わって、次に、証言2の青森駅前再開発ビル株式会社の経営について、1点お聞きしたいと思うんですけども、事前の文書での質問によると、館のリーシングが思うように進まない状況もあって、財務上の余裕がなく、大変厳しい状況にあると認識していたということなんですが、明本証人が次長で務めていた間に、ビル内のリーシング活動については、具体的にどのように携わっていたのか、どのように進めていたのか証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 私の立場とすれば、リーシング全般というふうなことですので、主にメーカーさんへの出店交渉であるとか、そういうリーシング関係の仕事をしておりました。その観点から言うと、当時、今質問があったように非常にリーシングが厳しい状況、停滞していた状況というふうなものを認識しております、主には——1つには、我々のそのいわゆる業界の各メーカーさんからの評価が非常にアウガが低かったというふうな部分で、なかなかその交渉に入れないと、そういう状況が全般としてありました。

それから、もう1つはここ市況、例えば商圈で言えば青森市内であるとか、近隣含めて当時大がかりな改装であるとか、リニューアルであるとか、そういうものは積極的に行われて競合環境が非常に厳しかったと。その中で、具体的に当アウガとしてはですね、そういう大きなリニューアルであるとか、改装であるという計画を持ち合わせておりませんでしたので、相対的に競争

力が弱くなっていたと。

それからもう1つ。実際、館の売り上げ 자체がですね、非常に20億円に満たない売り上げということで、売り上げ的に言っても各出店社、特に大手さんを中心になかなかその話にのってもらえないという、そういう環境にありましたので非常に厳しいなという状況の中にありました。また、その中でも、やはりリーシングは進めていかなければいけませんし、退店案件であるとか、そういったものも持ち込まれてきますので、できるだけ言葉を尽くしてといふか、例えば訪問をして出店をお願いすると。または、その出店社をほかに紹介していただくとか、そういった活動をしていたという状況がありました。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。あと、BSMという経営診断会社の資料の中からちょっとお聞きしたいことがあるんですけれども。このテナントのリーシングについて、一番最後の市の佐々木副市長が社長を務めていた時代のときなんですが、BSMの資料によると、市からの指示がないためにテナントのリーシング活動が全くできていないということは、このBSMの資料などで触れられているんですけども、この時期はやはりこのテナントのリーシング活動は停滞していたというふうに明本証人も認識しておられたのか、どういう感想を持っていたのか証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 佐々木市長時代はちょっと私かかわっておりませんので、ちょっとその辺についてはわかりかねます。（「副市長だよ、副市長」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 最後の話をしているんでしょう。佐々木副市長が社長だったときの話を聞いたので、最後のほうの認識を多分……。（「最後のほうの」と呼ぶ者あり）

○明本成男証人 リーシングとしてはですね、やはり停滞というか、なかなか話が進まない。これはそのアウガサイドで何もしなかったということではなくて、いろいろ働きかけをして、リーシングも含めて出店交渉を行うんですが、相手のほうがなかなかのってこなかったというふうな実態はあったかと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私からの尋問はこれで終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。

明本証人におかれましては、本日青森市議会当委員会に御協力をくださいまして、誠にありがとうございます。

明本証人は、これまでの行ってまいりました過日の調査結果、市側の答弁で重要な証言者であったこと、また過去の取締役会、さらに株式会社B S Mの月次業績評価会議にもほぼ確実に出席しておりました事実がございました。とても重要な証人でありましたので、これから私質問させていただきます。何とぞ誠意ある御回答をしていただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、通告しております③番、番号3、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る競争見積もり、見積もり提出業者選定から低落札業者決定に至るまでの経緯について、およそ10点質問してまいります。

初めに、明本証人に文書、実績報告書を抜粋したものをお見せしたいのですが、委員長、許可のほうをよろしくお願ひいたします。

[中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出]

○丸野達夫委員長 抜粋……。

[中村美津緒委員「はい」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 情報公開のやつですね。

[中村美津緒委員「はい」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 どうぞ。

[中村美津緒委員、明本成男証人に資料を手渡す]

[明本成男証人、当該資料を確認]

[中村美津緒委員「こちらをごらんください。番号が振ってありますので、番号の文書をごらんくださいとの際には、そちらを開いて御確認ください」と呼ぶ]

[明本成男証人「はい、わかりました」と呼ぶ]

○中村美津緒委員 それでは初めの質問でございますが、番号2番の書面をお開きください。文書による質問で、補助事業に係る施工業者、競争見積もり参加業者選定について質問をさせていただきました。その際に、直接かかわっておらず記憶にございませんという回答をいただきました。その番号2の実績報告書に記載されている内容でございますが、「見積依頼及び選定理由」というふうに実績報告書が記載されておりました。これまでの調査で、実際はビル会社が見積もり業者を集めて選定はしていなかったという事実が明らかになったわけでございますが、明本証人はこの事実を認識しておりましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 いや、認識はしていないと思います。しておりません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

認識していなかったということでございますが、直接かかわっておらず記

憶にございませんということでございました。明本証人は、市側から聞かれた際に、これは平成29年11月22日、こちらの当委員会で市側から明本証人からいただいた証言ということで確認済みでございまして、明本証人はどのような見積もり方法を実施したのかというのを、面談により市側へ答えていることがございました。改めて確認のためにお尋ねいたしますが、ビル会社はどのような方法で——ビル会社は競争見積もりをしたのか、明本証人が答えたのかお答えください。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 競争見積もりのことについては、記憶にありません。あの、お答えしたとおり、そういう回答でよろしいんでしょうか。

○丸野達夫委員長 市側にそういうふうに回答したということですね。

○明本成男証人 えーと、市っていうのは……。

○丸野達夫委員長 多分、経済部だと思うんですが……。

○明本成男証人 聞き取りのときにですか。

○丸野達夫委員長 はい。

○明本成男証人 ちょっと記憶にないですね。あの、見積もり合わせ、一般的なお話しでは……。

○丸野達夫委員長 それについて聞かれた覚えがないということですか。

○明本成男証人 質問がちょっと、内容をもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今そちらに明本証人にお渡しした書類は実績報告書というものでございまして、補助事業に係る国と市へ提出した実績報告書の中の抜粋した文書でございます。その中には、文書には「見積依頼及び選定理由」ということで、こういうふうに記載されているんですが、実際はこの文書のとおり、競争見積もりは適正に行われていなかったという事実が明らかになっていたわけでございますが、これまでの調査におきまして、市側に私たちが答弁を求めた際に、市側はこのようにお答えしております。明本次長を初め、その職員に対して聞き取りをした結果、そのように答えたというふうに明本次長が市側へ答えておりました。じゃあそれでは、その答えた内容というのは、テナント工事は通常テナントが実施するため自社発注工事における積算施工管理等のノウハウを有していないことから、準備段階から当時の内装管理業者の担当者に頼る形になっていたと、明本証人御本人が、競争見積もりの実施方法について市側へお答えしておりました。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 私は一般的なお話として、普通私どもが工事することはないでの——というふうなお話はしたことはあったかもしませんが、この、

いわゆるその食街道にかかる部分での見積もり云々に関しては、答えていないと思います。あの、記憶にというか、その競争見積もりに関しての記憶がありませんので、多分私かほかの者なのかわかりませんが、私はこの件に関してそういうふうな答弁はしていなかったとは思います。

○丸野達夫委員長 聞かれてない可能性もあるんですか、その質問を。

○明本成男証人 今言ったように、具体的に食街道についてどういうふうに、その競争見積もりが行われたのかというふうな形で聞れたことは——まあ聞かれたとしても、それはわかりませんとそのときは答えてると思います。

○丸野達夫委員長 そうでしょうね。

○明本成男証人 はい。

○丸野達夫委員長 そうすると一般論として、アウガが通常その工事する場合は、こういうふうなものであるよという答弁をした可能性はありますね。

○明本成男証人 そういう可能性はあるかと思います。

○丸野達夫委員長 わかりました。中村委員。

○中村美津緒委員 11月のその22日でございました。これまでも、昨年度の3月29日、31日に行われましたアウガ問題に関する調査特別委員会開催に先立ち、平成29年3月24日から平成29年3月28日の間で直接明本証人に面談して、明本証人がお答えになったというふうに市側からお答えをいただいておりますので、そのように聞かせ——質問をさせていただきました。よって、私はその補助事業にピンポイントで聞いたつもりでございますが、明本証人は市側からそういった補助事業に係る、直接かかわった質問ではなかったようなというお話でございましたが、それでよろしかったんでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 それでよかったですかどうかっていうのは、ちょっと今この場でですね、記憶っていうか、どういうふうな形っていうのは、ちょっと出てきませんけれども。ただ言えることは、この競争見積もりに関しては、幾ら——先ほどの繰り返しになりますが、かかわった記憶がないので、かかわった記憶のないものを市から聞かれたからと言って、答弁したというふうなことはないと思います。それが私だけに聞かれたお話なのか、それともどうなのかというふうなところ、多分いろいろ聞かれたかと思うんで。その辺はちょっとわかりませんけれども、そういうことです。

[中村美津緒委員「はい、わかりました」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それとはちょっと、市側の回答とちょっと食い違っているということが、ちょっとわかりました。そこで先ほども、当時の内監業者に担当者に頼る形になったというふうにお答えになっているんですが、沼田

建設様は内装管理業者というふうになっておりますが、これはどのように沼田建設がなったのか経緯は御存じでしたでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 いや、経緯はわかりません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。じゃあそれでは、明本証人は競見積もりに係るその経緯も実施方法も、全く記憶にないということでございましたので。

それでは、番号4番目の実績報告書をごらんください。そうすれば記憶にないということでございますので、この工事業者決定について低落札業者の沼田建設が決定した次第でございます。青森駅前再開発ビル株式会社下に営業企画部というふうに記載されておりますよね。そうするとこれは明本次長は営業企画部としてある程度上の役職でいらっしゃいましたが、こちらの書類はごらんになったことはないんでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 この書類を見たことがないかと言われれば、今は記憶にないとしか言えません。当時、先ほど冒頭でも言いましたように、この補助事業に関してはサポート的な立場というか、主にそういう形でかかわっておりましたので、会議等とかミーティング等でこういったものが提示されたことがあったかどうかは、ちょっと記憶にないのでわかりませんけれども。ま、各担当がありましたので一一各担当分かれて対応しておりましたので。営業企画部ですから、書いているので、見てるかもしれませんけれども、今どうなんだと言われますと、ちょっと記憶にないとしか何とも言えません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 先ほど山脇委員も質問いたしました。実際、国と市へ提出されているその実績報告書が、虚偽の実績報告書ということが明らかになっておりまして、こちらも営業企画部というふうに記載されております。後ろの一番最後のページをごらんください。体系図というのが載っております。補助事業に係る営業企画部であればこの限られた人員しかおりません。福島証人はみずからの証言で、一部のこの実績報告書の作成は従事したというふうに証言をしておりまして、またさらに、上長と連携しながら相談しながら作成したというふうにもお答えしております。上長と言いますと、この体系図からいきましても、明本証人しか直上司がいないような状況になっておりましたので、質問させていただいた次第でございますが、実はこの実績報告書に明本次長みずから署名、捺印した文書も存在しております。ページでいきますと、そちらの番号9、10、11、12、14、21。まず、番号9をごらんください。作業終了報告書という文書が存在しております。下に次長明本さ

んの名前が記載されておりまして、明本さんの承認の判こも捺印されておりました。これ、明本証人みずから署名、捺印した記憶はございますか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 これは記憶にあります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、ページをめくっていただいて 10 番目。こちらも次長明本証人の名前が記載されております。11 番目。こちらも明本次長の——これは全て明本証人の自筆でしょうか。

○明本成男証人 えーとですね。ちょっと待って……。下の……。あっ、ちょっとと待ってください。

[明本成男証人、当該資料を確認]

○明本成男証人 ちょっと字は違うような気もしますが……。あの、この書類自体については記憶にあります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今③番の見積もりに至る工事決定に至るところまで聞いてるんですが、先ほど明本証人もちょっと字が違うなあというふうにお話ししましたが、私も明本証人からいただいた文書による回答書による明本証人の自筆と、こちらの自筆とちょっと違うなあというふうに、ちょっと気になっていたものでお尋ねをさせていただきました。ある程度はでも明本証人みずから署名、捺印したもの、また目を通したもので間違いないということでおろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 工事が完成して引き渡しのときにですね、担当の福島から——福島さんのはうからできたので、一応黙視でもいいので確認していただきたいということで、現場で確認をしました。そういう経緯はありました。

○丸野達夫委員長 中村委員に申し上げます。9 番、10 番と言われてもですね、我々紙を見てやっているわけではないので。文書のタイトルぐらいは言つていただかないと、何の書類を聞いているのかちょっとわからないものですから。そこは注意してください。

[中村美津緒委員「はい、承知いたしました」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 お願ひします。中村委員。

○中村美津緒委員 今の実績報告書でございますが、競争見積もりをしたことから工事業者決定に至るまでのその実績報告書を今ごらんになっていただいたわけでございますが、これは福島証人はみずから報告書の一部を作成したというふうにおっしゃっていますが、福島証人以外に文書作成に従事した方、つまり見積もり提出から工事業者決定に至るまで、福島証人以外、ビル会社の職員どなたが従事したか御存じでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 食街道の事業、補助事業に関しては、担当が私の認識では福島さんと野呂さんだというふうに認識しておりました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 市側の職員も手伝いしたというふうなお話も受けておりますが、そちらはどうですか。御確認されたことはありますか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 詳細、どういった内容を話したとか、どういったアドバイスを受けたかというのはわかりません。ただ、市のほうでも事務所のほうに何度か足を運ばれてるという場面は見ておりますが、その中身については私はわかりません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

市の職員が何度かビル会社のほうへ来たというお話をいただきました。それは後ほど、補助事業に係る質問でまたさせていただきますので、③番について質問を終わらせていただきます。

続きまして、④番ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラー工事の移設・増設工事に至るまでの経緯について、1点質問をさせていただきたいと思います。実際、スプリンクラー工事はされていないという事実が明らかになったわけでございます。しかしながら、沼田建設様からビル会社へは見積もりそのままの金額で請求書が上げられ、そのまま振り込んだというお話をいただいておりまして、工藤信孝証人はほかの工事と相殺をして、そのまま請求を上げる形になったというお話をしておりますが、明本証人は沼田建設もしくはビル会社の職員どなたかから、その報告というのはあったものでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 スプリンクラーの件に関する記憶は、いろいろ質問を受けましたので、記憶をさかのぼってと言うか、手繕つていろいろ考えてみましたがけれども、この記憶はない……。スプリンクラーの件に関しては、記憶ないです。報告を受けたという……。ですから、それも受けたかどうかはあれですけれども、多分受けてれば記憶に残っていると思うので、受けていないと。記憶ないです。済みません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 明本証人はリーシングを担当しておりました。先ほどそうお話しされました。明本証人のその下には野呂周生証人がおりました。野呂証人はそういう記憶はあるというようなお話をしています。リーシング担当でございますから。そうすると、明本証人は部下である野呂周生証人から

もそういう報告、相談を受けていなかったということになるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 記憶にないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。それでは、⑤番ヤマト運輸スプリンクラー工事の移設・増設に関する施工業者のやりとりについてでございますが、この件に関しても明本証人は報告を受けていないということでございますので、当然記憶にないということでございます。よって、この質問は取り下げをさせていただきます。

続きまして、⑥番アウガ1階水の遊歩道①、②の見積もり提出から工事発注に至るまでの経緯について、3点ほど質問させていただきます。こちらも文書による質問では、直接担当していないので記憶にございませんとお答えをしておりました。先ほども申し上げました明本証人は、取締役会、株式会社BSMによるモニタリングの調査に常に出席しております、さらにこの件に関してきめ細かく説明をされていたんですね。明本証人御本人が取締役会で説明しておりました。平成24年6月3日の第142回取締役会でのことでございました。記憶にないということでございますが、でもこの当時は見積もりの金額も明本証人がみずから説明をしておりました。これは誰から聞いて取締役会で説明するようになったのか。この見積もりを提出して、明本証人が説明をする。誰かから聞かないと説明できないと思うんですね。どなたかから説明を受けたものでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 記憶は定かではないんですが、当然私のほうから営業に関連する部分なのでまとめて報告したのかなと思いますが。多分工事に関しては、当時管理部のほうで対応していたというふうに記憶しておりますので、そちらのほうも含めてまとめて、そういうふうに議事録として残っているということであれば、私のほうで報告したかもしれません、実際ちょっと記憶には今ないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあ、それではこの青森駅前再開発ビル株式会社、以下ビル会社と呼びますが、ビル会社いろいろ工事費を負担した工事に関して、先ほど管理部というお話も出ましたが、今までの証言からは営業企画部リーシング担当でいろいろと行ってきたというふうなお話であるんですが、どうなんでしょう。こういった見積もりは、誰が見積もりを取りまとめていたんでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 その工事のケースによると思いますので……。よると思い

ます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そのケースによる……。わかりました。じゃあそのケースによる——じゃあ水の遊歩道①、②、沼田建設と初めての取引をしたそのきっかけのある工事だったんですが、これはじやあ管理部ということになるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 管理部になるのかと聞かれれば、当時の記憶ですのではつきりと管理部とは言えませんが、ただ工事その見積もりその他に関して、私がかかわったという少なくとも記憶はありません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 営業企画部で一番の営業企画部内のリーダーであって、リーシング担当の明本証人が知らなかつたというのが、ちょっとこう、うーん……。納得いかない部分であるんですが。それではじやあ今⑥番の質問は終わりまして。

これは明本証人がかかわっているという話でございますが、アウガ1階8区画ガールフレンドの見積もり提出から工事発注に至るまでの経緯について、これまた3点ほどお尋ねしてまいります。文書による回答ですが、記憶にございませんというお話でございましたが、これも第142回取締役会におきまして、明本証人はみずから管理部長の次にしっかりと説明をしておりました。直営店セレクトショップのオープンは8月1日を予定して、それに間に合わせるために、実は既に展示会に行っていただいて商品の発注をお願いしている。詳細は数字を——詳細な数字を資料として準備できないのは、場所の交渉が確定できていないので、造作に要する経費等の試算ができていないためで、次回準備するのできょうは既に動いているが承認をいただきたいと。これも議事録で実名で記載されておりました。次の取締役会、平成24年10月22日の第143回の取締役会では議案さえ出てはこなかつたんですが、そこでお尋ねいたしますが、これ沼田建設様から内装工事に係る見積書、これ明本証人御本人はごらんになった記憶ございましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 私もいろいろ考えてというか、記憶を当時手繰ってみたんですが、どうしても記憶にのぼってこないですね。思い出せません。記憶にありません。

それからよろしいですか。先ほどの水の遊歩道の件なんですが、リーシングのほうの担当とすれば、その場所を活用するというふうなものが主に企画の営業のほうの担当になりますので、そのできたところをどうやって運営していくかというふうな部分に関しては、役割を担っていたというふうにつ

け加えさせていただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 記憶にないということでございますので、記憶にないこと聞いても難しいものがあるんですが、実は沼田建設様は、このガールフレンドの見積書は存在しないという回答があつたんですよ。なので、見積書自体が本当はなかつたんじゃないかなと思ひまして。誰も見たことがないということでございますので。しかし、取締役会とか株式会社B S Mのモニタリングでは、明本証人が結構細かく説明しているんですよね。誰からやっぱり聞かなかつたり、レクチャー受けなければ説明ってできないと思ったので、質問させていただきましたが、明本証人はじやあこの見積書はごらんになつたことがないということでございますが、でも誰かが見なければこういった説明できないと思います。明本証人以外ビル会社のどなたが、このガールフレンドの見積書等を取りまとめたものでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 ちょっと私にはわかりかねます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 しかし、営業企画部の中で行われた事業であり、野呂周生証人が担当として携わっており、福島証人も上長と言つたら、先ほどの体系図で言つたら明本証人しかいないわけでございまして。明本証人がわからないまま部下の福島証人、野呂周生証人が行った事業というふうになつてしまいますが、それでもやっぱりまだ記憶にございませんか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 冒頭にもちょっと申し上げたかと思うんですが、組織図はそういう形にはなつておりますけれども、この補助事業一連に関しては当時の常務をヘッドとして、各担当、この補助事業関連であれば福島さんと野呂さんが担当で事を進んでだと。ですからその都度、例えばそのミーティング等で報告等があつて、そういう形で確認はしてたものもあったと思いますが、記憶にはちょっと詳細はわかりませんけれども。そういう意味で対応しておりましたので、直接的に現場の担当のほうから――例えば常務のほうに直接報告があつたり、指示を仰いだりという場面もありましたので。何とか、何ともそれ以上記憶にないとしか、ちょっと……。記憶ないです。ですから言いたいのは、私に言えばそのときに報告がもしかなかったとしても、それは決して体系図どおりに全部私のほうに報告がきて、私のほうから全部報告をするという形にはなつていなかつたというふうに思いますので、そこについては、わからないとしかお答えができません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 であれば、どのように取締役会等で説明したのかが

ちょっと疑問に残るわけでございますが、記憶はないということでござりますので、これ以上聞いても進まないので。

⑧番アウガ1階8区画ガールフレンドの内装工事に係る有限会社沼田建設の施工内容についてという文書による質問をしましたところ、沼田建設が施工したと記憶しておりますと答えております。沼田建設様から先ほど申し上げましたが、見積書の存在も確認できていない中で、なぜ沼田建設が施工したというふうな——記憶しておりますと答えたのか、お答えください。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 ⑧番って、この工事写真帳っていうやつですか。

[中村美津緒委員「あっ、ごめんなさい。大変申しわけございませんでした」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 質問事項の⑧番でしょう。あなたの言っているの。

○中村美津緒委員 申しわけございません。質問事項の⑧番にうつりました。申しわけございません。文書による質問では、ガールフレンドの内装工事に関しましては、沼田建設が施工したと記憶しているという文書をいただいております。回答いただいております。どうしてそのような御回答になったのかお答えください。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 工事、あの、沼田建設さんでして……。

[丸野達夫委員長「記憶にあったことでいいですよ」と呼ぶ]

○明本成男証人 改めてそういうふうに聞かれると、一連沼田建設さんで工事をしたというふうに思い込んでいたのか、実際のところはあれですけれども。そういうふうに認識してました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうしますと、沼田建設様が実際に工事されているところ——当時は工藤信孝証人が工事をずっと担当しておりました。窓口だったと聞いております。そうしますと、この沼田建設が施工されていたところ実際ごらんになったことござりますか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 改めてそういうふうに聞かれると、例えば実際こういう工事をしていた場面を見ましたというふうな記憶はないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。そうしますと、いろいろこの平成24年度はいろいろな工事がされました。その中の一つがこのガールフレンドの工事でございましたが、沼田建設自体が工事をされていたところ、そして工藤信孝証人が実際に工事に携わっていたところを、お尋ねいたしますが、ごらんになったこと明本証人はありますか。

- 丸野達夫委員長 明本証人。
- 明本成男証人 記憶にないです。
- 丸野達夫委員長 中村委員。
- 中村美津緒委員 わかりました。

続きまして質問の9番。アウガ1階1—8区画ガールフレンドの業務委託についてお尋ねをさせていただきます。

私が明本証人にお尋ねするのは、明本証人がやはり取締役会でもかなりの発言権を持って御説明をしておりました。これも第142回取締役会におきまして、直営店セレクトショップは営業委託契約を締結し目標売り上げは7000万円、収益は365万円程度を最低額とし、過度の期待ではなく売り上げ1億1000万円、収益は1125万円相当を目指すことにしていますと、これも明本証人みずから説明したというふうに議事録にも記載されており、株式会社BSMのモニタリング資料にでも、明本次長が実施担当者というような形で当時の経理担当と一緒に説明をしたというふうに記載されておりましたが、ただ文書による回答にも明本証人は記憶にないというふうなお答えをいただいておりますが。

そこでお尋ねいたしますが、1点だけ御質問いたします。これは平成25年7月1日からこの業務委託が、会社が変わります。株式会社Sという野呂周生証人が経営する会社が事業を引き継ぎます。業務委託料金が60万円から95万円に上がっておりました。これも私、明本証人からアウガの1階で明本証人から説明を受けたわけでございますが、平成25年8月19日、これ毎月行われていました株式会社BSM月次業績評価会議の中でも、明本証人が経理課長と実施担当者として、直営店ガールフレンドについて報告しております。なぜ、この業務委託料、経営が難しい中でありながら業務委託料を60万円から95万円に上げる必要があったのかどうか、当時の実施担当者としての立場でお答えをください。

- 丸野達夫委員長 明本証人。
- 明本成男証人 その移るときの条件が変わって、委託料が上がったという認識は持ってません。多分それはその固定の部分だけであって、条件はほかにもついておりましたので、実質的には野呂周生さんのとこに委託するときには、実質的には委託料をさらに圧縮した形で最終依頼したというふうに認識してます。

- 丸野達夫委員長 中村委員。
- 中村美津緒委員 今、圧縮したというお話がございましたが、そうすると最初の、一番最初のオーナの業務委託契約が60万円でございましたが、それより圧縮して契約をした、支払ってきたというふうなお話ですか。

- 丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 条件は、私の記憶ではその固定プラス売り上げ歩合も入っていたというふうに認識していました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 これまでの調査結果で市側が答弁してきたこと、その市側が答弁してきたのは、明本証人御本人から面談をして伺ったというお話でありましたので、ちょっとまたこれが話が食い違ってしまうので、また記憶にないところもございますので、ちょっとここで足踏みしてもしようがございませんので。じゃあ、ここだけ教えてください。実際は95万円の契約書が存在しておりますが、その契約書とは違うふうに圧縮された金額で、野呂周生証人が経営する会社に業務委託していたということになるのか、そこだけ教えてください。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 いや、それは違います。95万円で業務委託をしたと。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

続きまして、10番。平成25年3月に行われました地下飲食店の出店に伴う工事について、1点お尋ねしてまいります。

明本証人は、市側へテナント工事は通常テナントが実施するためと繰り返し、先ほども申し上げたとおり、みずから市側へお答えをしておりました。これは平成29年11月22日に市側へ確認したので、これは間違いないと思いますが、出店営業及び店舗使用に関する契約書の第9条、乙は専用部分を売り場として整備するための工事及び営業用什器備品等の備えつけを乙がしなければいけないというふうに記されております。これはこれまで、福島証人、野呂周生証人、木村勝治証人にも同様の質問をしてまいりましたので、明本証人にも質問いたしますが、なぜ地下の飲食店出店に伴う内装工事約2000万円、これをビル会社が負担しりんご箱出店に至ったのか経緯——取締役会にも出ております。みずから説明もしております。経緯をお答えください。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 今のりんご箱さんの出店経緯ということなのでしょうか。

〔丸野達夫委員長「そうですね」と呼ぶ〕

○明本成男証人 流れとすれば、当初出店したテナントさんが退店することに決まりまして、その跡地をどういうふうにするかというふうなことで、市内の飲食店を経営している方から出店をしたいというふうなお話があったかと認識しています。それで、その場所で出店をするということで詰めさせていただきました。その後、急遽直前になって、その出店者のほうから出店ができないというか、ちょっと事情があって、銀行さん関係含めて、ちょっと資金が用意ができないというふうなお話がありました。それで、じゃ

あどうすると。そこがあいてしまえば地下の環境も悪くなりますし、ほかの地権者というか、地下の市場にも悪影響があると。それをどうするかというふうなところで、新たなそれに協力してもいいと、出店をしてもいいというふうな方が出まして、それで急遽出店するというふうな形に——大枠はそういうふうな形になったと思います。ただその中で、非常に多額な投資が必要……。多分ちょっとそれは私の想像で省きますが、相当数の投資もあるので、交渉をする中で、これは先方の出店者と私どもの常務のほうと直接最終確認をしたと思うんですが、その一部を……。出店にまつわる造作費の一部負担、ちょっとそこは不確かですけれども、それを持ってそれでどうということで、常務のほうでそこで判断をして、取締役会のほうにその案件を上げて、で、なったというふうに認識してます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 こちらもビル会社が負担したことはもう明らかになっているんですが、この話を発案者と言いますか、ビル会社の中の発案者がいたと思うんですが、どなたになりますか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 この発案っていうのは、ちょっともう一度どういう意味での、発案って言うのはどういうことでしょうか。

[丸野達夫委員長「造作費の捻出したことに対する発案」と呼ぶ]

[中村美津緒委員「はい」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 造作費を……。自分で聞いて。

○中村美津緒委員 造作費を捻出することに提案をした発案者でございます。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 それは出店者と私どもの常務のほう含めて、話し合われた中で出てきた話ではないのかなとは思いますが。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今、常務というお話を出できましたので、そちらを考えながら次の沼田証人の質問に生かしてまいりたいと思います。いよいよ最後の質問になってきましたが、⑪番に関しましても、こちらは明本証人は記憶にないということでございましたので、こちらも取り下げをさせていただきたいと思います。

続きまして⑫番、青森駅前再開発ビル株式会社が行いました国等の補助事業工事の手順に関する営業企画部次長としての立場での、これまでの経緯を御質問を3点ほどさせていただきたいと思います。

文書による質問では、担当者がいたと何度も回答してございました。ビル会社で担当していた職員お答えください。こちらの国、市の補助事業ですね。担当していた職員を。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 野呂周生氏と、福島氏だと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 この2名が従事していたということがわかりましたが、この2名御質問した際にですね、平成24年3月21日にやはりこの2名はですね、経済産業局に今回の事業、ビル会社代表としてプレゼンテーションに東京のほうに行っているのがわかりました。この際、ビル会社のほかに市側の職員が行った記憶はございましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 いや、記憶にはないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。担当者福島証人、そして野呂証人から報告を受け必要があれば事業が円滑に行われるようサポートしたと記憶しているというふうに、文書により質問でお答えしておりましたが、明本証人は当然、これは国と市の補助事業であるということは認識していたとは思います。福島証人は営業企画部内で、経済産業省補助事業事務処理マニュアルという一冊の本があるんですけれども、そちらを共有していたとも証言しております。福島証人のその上長である明本証人にも、いろいろアドバイスをいただいていたというお話をございましたが、明本証人御本人はこの補助事業事務処理マニュアルというのをごらんになったことはございますか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 詳細については記憶にないんですが、また当然立場上、見ているというふうには思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 立場上ごらんになっているという御回答をいただきまして、次の⑬番、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事公募申請から今度交付申請、そして最後実績報告書というふうになるんですが、そちらの営業企画部次長として、どのようなその役割を担っていたのかをお尋ねしてまいりたいと思います。

沼田建設様に、補助事業であるということを伝えましたかという文書による質問では、私は伝えた記憶がありませんというふうに答えておりますが、これはビル会社として、沼田建設にこれは補助事業でありますよ、ある程度緊張感を持ってやらないとダメですよ、というふうなその伝えたと思われる方は、どなたか記憶している方いらっしゃいますか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 記憶しているかと聞かれれば、記憶していないというか、記憶ないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあそれでは、ビル会社の職員では誰も沼田建設に対して、補助事業であるというふうな——伝えたという職員は。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 済みません。ちょっと意味を取り違えましたかもしれません、当然、担当のほうからは伝えているのが自然な流れだというふうに思っております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあ念のためお尋ねいたします。その担当者とはビル会社のどなたですか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 野呂さんか福島さん、どちらかだと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。今の証言をもちまして、次の質問にまた生かしてまいりたいと思いますので。

続きまして⑭番、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業における活性化（ソフト）事業に係る競争見積もり提出業者選定から低落札業者決定に至るまでの経緯について、お尋ねしてまいります。

先ほどの実績報告書の中の今度は16番のページをごらんください。こちらの項目は「ソフト事業における業者決定理由について」というふうな文書でありますが、明本証人こちらはごらんになったことございますか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 見たかもしれません、今ここで確実に見たかと言われれば、記憶にありませんが、多分見ているんだろうなと思います、もちろん。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、そちらに選定した3社へ見積もりの依頼をし、最終的に一番安い業者に決定をしたというふうに記載されております。これも今まで来ていただいた証人の証言が結構食い違っているものがございまして、福島証人はみずから3社へ見積もり依頼をしたというふうに言っておりますが、明本証人は上長として福島証人から御相談は受けたものでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 業者選定についての相談というのはあったかもしれません、ちょっと記憶にはないです。

○中村美津緒委員 それでは、福島証人がこの3社に見積もり依頼をしたいんだという御相談も明本証人、上長に対して、相談はなかったということでおろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人　当時の記憶ですので、一言で言えぱないということにはなるんでしょうけれども、当然、その中でここに見積もりをとりますとか、そういう部分がですね、直接的かどうかは別にしても、例えばそういうミーティングの場でそういう話が出たのかもしれませんし、まあ当然相談はあってもおかしくない話ではあるなというふうには思いますが。まあ特段、先ほど言ったように各担当の中で、それを例えぱこの話からちょっとずれるかもしれません、報告を受けて特段疑問点がないというか、スムーズに進んでいるということであれば、そのままで確認をして流れていくて、記憶にあまりないのかなというふうな気もしますが。

○丸野達夫委員長　中村委員。

○中村美津緒委員　わかりました。今、ソフト事業における業者から見積もり依頼をした結果、3社から見積書がきました。その3社の中で一番安い業者に決定したという文書ではあるんですが、実際そうすると、今までいろいろなソフト事業、情報発信事業というふうなのがあったみたいなんですね。実は今まで、テレビ局が今回の百条委員会のテレビに放映した際に、市民の方からなんですけれども、実は私も見積もり依頼を受けたんですという方からお話をいただきまして。それこそ川田証人も来ていただきまして、川田証人から見積もり依頼を受けて宛先はビル会社に書いて、また項目、そして価格の指示も受けたというふうな方がいらっしゃったんですね。そちらの事業もしっかりとビル会社は行っておりました。ということは、日常的にそのような業者が見積もりを取りまとめて、ビル会社に提出していたということが日常的に行われていたんじゃないかなって、どうしても疑ってしまいます。

改めてお尋ねいたしますが、今回あくまでも福島証人、野呂周生証人の上長、その営業企画部の中では明本証人が一番の長でございますが、こういった中でも3社の見積もりがきました、こちらの見積もりのほうが安いです、この補助事業に係るソフト事業、情報発信事業に関して、この業者に決定でよろしいですかというふうな――営業企画部というふうなことでありますので、御相談はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。お答えください。

○丸野達夫委員長　明本証人。

○明本成男証人　少なくとも今のようなことの記憶は、私の中ではないです。

○丸野達夫委員長　中村委員。

○中村美津緒委員　直上司である上長が相談を受けた記憶がないということでございますので、そうすれば福島証人、野呂周生証人が、単独とは言わないですけれども行った事業になってしまふのかなというふうにも誤解をしてしまいますが。

続きまして15番。活性化ソフト事業に係る低落札業者と営業企画部次長と

してのかかわり方についてお尋ねしてまいります。今回の補助事業でございますソフト事業でございますが、有限会社アクティブワークスさんが低落札業者ということで受注をしております。こちらの業者とどのように営業企画部次長としてかかわりを持っていたのか、かかわったのかお答えください。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 まず先ほどの件、一つよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほどもお話ししたように、組織上というか、流れでいければそういう体系図になりますけれども、これ事業全般に関してはそれぞれ担当の中で、担当に分かれて業務を推進しておりましたので、直接私に報告ない部分もありますし、全てがその報告があったかとなると、ミーティング等の確認の場面では当然あったとは思いますが。ですから、ないということではなくて……。

それで質問の……。

○中村美津緒委員 有限会社アクティブワークスさんが低落札業者で請け負うことになるんですが、こちらの有限会社アクティブワークスさんと営業企画部次長として、どのようなかかわりを持っていたのかという御質問がありました。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 直接業務に関してやりとりをしたということではなくて、あくまで福島さんが担当で、アクティブワークスさんと商談を行い——という立場でかかわっていたというふうな形になります。

○丸野達夫委員長 中村委員に申し上げます。簡潔に尋問を願います。時間が大分過ぎておりますので、よろしくお願ひします。続けてください。

○中村美津緒委員 残り1点でございました。先ほどもごらんになっていただきましたソフト事業に係る——決定したという文書も、これはどなたが作成したと記憶しておりますか。

○丸野達夫委員長 明本証人、答えられますか。

○明本成男証人 はい。

○丸野達夫委員長 明本証人。

○明本成男証人 このソフト事業における事業者決定理由についてという文書でしょうか。多分、福島さんが作成したものではないかと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

16番、17番の取締役会での確認事項と取締役会における議事のあり方については、先ほどのこれまでの質問からいろいろと記憶にはないということございましたので、この16番と17番の質問は取り下げさせていただきます。

よって、私の質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 以上で、明本成男証人に対する尋問は終了しました。

明本成男証人には、長い時間本当にありがとうございました。

御退席していただいて結構でございます。

〔明本成男証人退席〕

○丸野達夫委員長 以上で、元青森駅前再開発ビル株式会社営業企画部次長明本成男氏の証人尋問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

本委員会の再開時刻は、午後3時を予定しておりますが、後ほど事務局を通じて改めて再開時刻を連絡いたします。御苦労さまでした。

## 午後2時14分休憩

---

## 午後3時再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

証人尋問を続行いたします。

本委員会に委任されておりますアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガーラフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏の証人尋問を行います。

それでは、証人の入室を求めます。

〔沼田智光証人入室〕

〔沼田智光証人「座ればいいですか」と呼ぶ〕

〔沼田智光証人着席〕

○丸野達夫委員長 規制線にお戻りください。

〔報道関係者、証人等を撮影後、規制線内に戻る〕

○丸野達夫委員長 沼田智光証人におかれましては、お忙しいところ御出席

くださいまして、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、もしくは、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外は証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができるうことになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをお承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めることによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員御起立願います。

[出席者一同起立]

○丸野達夫委員長 宣誓書の朗読を願います。

○沼田智光証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年1月12日、沼田智光。

○丸野達夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

[沼田智光証人、宣誓書に署名捺印]

○丸野達夫委員長 御着席お願ひいたします。

[出席者一同着席]

○丸野達夫委員長 証人から、本委員会で送付した「証人出頭請求書」及び本委員会に提出した「アウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答」を参考に証言を行いたい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、証人が「証人出頭請求書」及び「アウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答」を参考に証言を行うことを許可することに決しました。

これより証言を求めることがあります、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようにお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は、起立して発言を願います。

委員各位に申し上げます。

本日は、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますことから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

これより、沼田智光証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からの御発言を願うことにいたします。

まず、私から人定質問をさせていただきます。

あなたは沼田智光さんですか。

○沼田智光証人 はい。

○丸野達夫委員長 済みません。起立して。

[沼田智光証人起立]

○丸野達夫委員長 住所をお述べください。御住所。

○沼田智光証人 青森市橋本三丁目。

○丸野達夫委員長 職業をお述べください。

○沼田智光証人 建設業の代表です。

○丸野達夫委員長 生年月日及び年齢をお述べください。

○沼田智光証人 昭和 52 年 4 月。

○丸野達夫委員長 ありがとうございました。御着席されて結構です。

続きまして、私から共通質問を行いたいと思っておりましたが、沼田智光氏より文書による回答がなされましたので、その回答をもって私の質問に答弁したとみなしたいと思います。

よって、取り下げます。私からの質問は取り下げます。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。なお、証言を求める際は、あらかじめ決定している証言を求める事項のうち、いずれの証言を求める事項について質問するのかを明らかにした上で行っていただきますようお願いいたします。また、証人に資料等を提示して質問をする場合は、その都度、委員長の許可を得て行うようにお願いいたします。

初めに、山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。沼田証人には、本日お忙しい中、出席いただきありがとうございます。

それでは、証言を求める事項 1 のあおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に対する認識について質問をしていきたいと思います。

事前の書面での質問に対して、沼田証人は国や市の補助事業だという認識はあったのかという質問に対して、国や市の補助事業だとは聞いていなかつた、当社としては補助金だろうとなからうと関係ありませんというふうな回答をいただいているんですけども、事前に証人喚問した福島証人や、また先ほど証人喚問した明本証人のほうから、沼田建設に対して補助事業だという説明を行っているという証言がなされています。また先日証人喚問した元営業課長の工藤証人に関しては、ビル会社からこの補助事業であるという説明を受けていないということで、証言の食い違いが出ているんですけども、その中で福島証人がもし仮に補助事業だということを沼田建設に説明をされているとすれば、恐らく社長である沼田証人はお聞きになっていると思うんですが、その辺に関しては全くビル会社からは——例えば書面による説明ですか、口頭による説明はなかったということで認識してよいのかどうか証言を求めます。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 私直接いってないので、そういうことは聞いておりません。なので、うちのほうで補助金申請したわけじゃないですから、いつ交付とか、そういうのは別に関係ない話で。お金に色なんてついていませんから。うち

のほうでお金を申請していただいたんであれば、そういう認識できちんとやりますけれども、申請したのがうちじゃないのに、うちのほうでそういう知つてたか知つてないかっていうのは、別に私は補助金必要な事業でも別にないので。下請——施工業者として仕事いただいて何ぼっていう建設会社——立場的に低いですから。お仕事いただければ、ありがとうございますってもらうだけですから。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 補助事業だらうと何だらうと、お金に色がついてないから関係はないということなんですけれども、ただ市が業者として入っていて、実際にこういう補助金が行われた事業では、やはり施工する業者もその決まりを守らなければならないというものがある中で、やはり市から説明があったのかどうかっていう部分は、私は重要だと思ったので今……。

○丸野達夫委員長 いや、ビル会社から。市からじゃない。

○山脇智委員 ビル会社から説明があったのかどうかということを確認をしたわけです。そういう中で、沼田証人が、今直接私がいっていたわけではないのでわからないということだったと思うんですが、先日証人喚問した工藤証人からも、この沼田建設がビル会社から請け負った工事は、大分任せられているということがあったので、次に、証言を求める事項の青森駅前再開発ビル株式会社とのやりとりについて証言を求めたいと思うんですが、このビル会社とのやりとりは、ほぼこの工藤証人元営業課長に一任されていたという認識でよろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 はい、そうです。

○丸野達夫委員長 いいですよ座って。山脇委員。

○山脇智委員 それでは範囲については、工事の受注からどの辺の範囲まで、この工藤証人、元営業課長に任せていたのかその範囲については——大体証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 以前に書面でいただいて返答しているんですけども、同じことをまたお話ししなきやいけないんですか。あの、12月19日に——まで提出してくださいというところで、書面によってファックスで回答しているんですけども。同じことをしゃべればいいんですか。

〔丸野達夫委員長「質問、質問19ですね」と呼ぶ〕

○沼田智光証人 ちゃんと書面で出しているんで、それ見てもらえばいいんですけども。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。要は契約書の押印、請求書の作成は私がほと

んど行い、それ以外は各担当ということで、仕事は全て工藤信孝さんが直接——工藤証人が直接現場でやりとりをして工事を請けて、ただ請求書の作成などは行っていたということなので、その際に工藤証人あるいはビル会社の関係者とは、この工事の請求書の作成などの際にやりとりはあったと思うんですが、その際にビル会社の担当は誰だったのかとかは記憶にありますか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 申しわけないですけれども、5年近く前のことでの誰だったかって。じゃあ、逆にその日にあなた晩御飯何食べましたか覚えてますか。覚えてるわけないですよね。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 晩御飯は覚えてないですけれども、少なくとも仮に補助金を受けた工事であれば——晩御飯を一緒にするのは、おかしいのではないかっていうふうには思うんですけども。

じゃあ最後に、4番目のアウガ地下飲食店りんご箱について質問します。この経緯について、「不正や疑惑等の行為になんら関係のない質問であり、お知らせする必要がないと考えます」というふうに回答をしているんですけども。この中で、このりんご箱を出店する際に取締役会に議事録があるんですけども、沼田建設との相談の中で、ビル会社が一時的に工事費を1800万円負担をして、それを月々の営業協力金として、33万3333円ずつ5年間にわたり分割して払うという約束がなされている中で、それが履行されていないというふうに話を聞いています。また、その契約したこのりんご箱飲食店共同経営者が工藤証人と沼田証人と野呂証人。これまで証人喚問した方が共同経営者になられているということで、この出店の経緯について、なぜ特定のテナントだけビル会社が出店の際の改裝費を負担したのかということも調査事項になってますで、この件については、もう少し具体的に——関係ないということではないので証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 これあの、お話しすると長くなるんですけども……。

○丸野達夫委員長 どうぞ。

○沼田智光証人 それでもよろしいですか。

○丸野達夫委員長 はい、どうぞ。

○沼田智光証人 最初にお話しされた今の工藤、野呂、私が運営してたってというふうにおっしゃられましたけれども、それは最初は違いますので。それは山脇議員さんの質問は間違っております。紙見てしゃべってもいいですか。

○丸野達夫委員長 どうぞ。

○沼田智光証人 いいですか。

○丸野達夫委員長 紙って、こっちで出したやつですよね。

○沼田智光証人 いや、私聞かれたら答えようかなあと思って、一応考えたやつを書いてきた……。

○丸野達夫委員長 それ見れない規定になっているんです。済みません。

○沼田智光証人 そうですか。

○丸野達夫委員長 記憶の中で結構です。違ったら違ったで、訂正しますので。

○沼田智光証人 当初、皆さん勘違いされているんですけども、私が出店したいというお話をしたことは一度もございませんので、そこはちょっと間違っていただけると困るんですけども。

当初うちが、出店される業者さんがありまして、その会社さんがやるということで、ビル会社のほうとか市の人たちが進めていった中で、うちは工事を請けるということで見積もりを頼まれまして。見積もりをしていって、何かオープンの日が決まっているということで、多分地下のテナントの核となる場所だったので、市側のメントがあったと思いますけれども、前市長さんが挨拶しなきゃいけないとか、いろんなところの人たちも来ておりましたので、その中で直前になってから出店される方が融資がおりないっていう騒ぎになりました、うちのほうは工事を請けるだけで行ってたんですけども、皆さんのはうから、どうしてもうちのほうに、お金を出してやってほしいというふうに頼まれたものですから、仕事もいただいてましたし、断れる状況ではなかったので、仕方なくお受けしますということで、もう外堀を埋められて逃げようなかつたので、実際そういうふうに沼田建設っていうことで出店の契約になったと記憶しています。

で、ちょっと待ってください。その中で、いざふたをあけてみれば——うちは、見積もりを出したのがたしか二千何百万円だったと思うんですよ。何回も、もう10回近く出して、予算、予算がない、予算がないということで、見積もりを出した中で2000万円から2500万円ぐらいだったですかね。で、それぐらいを出して、何とかアウガを再生じゃないですけれども、そういう流れに皆さん一生懸命だったので、まあ少しでも恩返しできればということで、一応やるっていうふうになつたんですけども、いざ近くなってくると、いろんな融資が全てだめだと。あれやあれやのうちに6000万円ぐらいになつたんですよ。ちょっとそれはおかしいでしょうという話に当然なると思うんですよ。もう1カ月もないとか、たしか1カ月、2カ月だったと思うんですけども、6000万円のお金なんか用意できませんよっていうことで、私だけに負担させないでくださいっていうことで。通常、投資案件としてコンビニとかもそうなんですかねども、建築協力金っていただくんですけれども、それを契約期間内で無利息で相殺していくやり方をありますからって。

普通A工事、B工事ってあるんで、そういうので負担していただきたいということでお願いはしたんですけども、できることであれば私だけに負担させないで、ビル会社のほうでもそういうふうに自分たちでやらないっていうことでしたので。私におっつけるんじゃなくて、そちらでも負担してほしいって話をしたんですけども、そのときにお金がなかったんでしょう。で、結局そういういろいろ交渉があって、じゃあ契約期間の中でそういうふうにしましょうということで、4年ですかね、ちょうどアウガさんの一ま、何かいろんな前の市長さんのやるだのやらないだのという風評被害に遭って、結局何の市側の補償もなく一方的に解約されて、みんなテナントも。普通の常識であれば、普通、退去費用とか、最後の3カ月ぐらい家賃を免除するってとかってありますけれども、そういうのも一切ないで閉店で、あちらから、ま、ビル会社との契約が終わったので、その契約はまあ4年間で終わるということになりましたから、払う必要はなくなったということですね。

で、一番最初に戻るんですけども、沼田建設で契約をして、いざオープンしてやりましたということでやったんですけども、1カ月半か2カ月ぐらいしてからもうお金が回らないということになって、やりたいといった会社を、運営委託先じゃないですかけれども、うちは飲食のノウハウないので、うちは契約しますけれどもやっている会社は別でしたから、その会社が、何でかわからぬですけれども1カ月半だったか2カ月だったかちょっと覚えていませんけれども、始まってからもういきなり倒産したと。こっちとしてはちょっとだまされたんじゃないかなっていうふうに正直思うところは今ありますよね。だから、そういう気持ちがあるから、私は別にお答えする必要ないんじゃないですかって思ったんですけども、お聞きになられるのでそういうふうに今答えました。

それで、その運営会社っていうのは、うちはもう建設業ですから、当然飲食の女の子たちとかも全部入れて30人ぐらいいたと思うんですけども、その子たちが給与未払いになったりとかですね、もうみんな女の子たち、涙流してどうしたらいいんですかって私のほうに来るもんですから、ちょっと助けなきやだめだなということで、給料形態も違うので、当時いた野呂さんたちに別会社をつくってちょっと何とかしがなきやだめだと。で、私は頼まれた身分ですから、こういうことになったんであれば、私はやめていいんじゃないですかって話したんですけども、それはもう契約上だめだというふうに言われたもんですから、ちょっと正直それで、ちょっと話おかしいでしょって思うんですけども、契約は契約なんで、違約金が三千何百万円かかりますとかって言われるもんですから、やらざるを得ませんし、やっぱり30人の雇用を守らなきやいけないので、別会社をつくって、必死に赤字出しながら補填してやってきました。

なので、さっきおっしゃられましたけれども、うちのほうがやりたいとかって話は一切していませんので、きちんと調べた上でお話ししてもらわないと、私も腹の中にちょっと我慢しているところもあるので、そこはちゃんとしてもらいたいと思います。いいですか。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今いろいろ初めて聞いた情報もあるので、私のほうでも誤解をしている部分もあったかもしれません、ただ、取締役会議事録の中に添付されている資料の中で、沼田建設のほうでやりたいという話も含まれていたので、そういう経緯があったのではないかというふうな思いもあって質問をしたわけなんですけれども、今、大体経緯については大変詳しく聞いたので、それで結構です。

最後に1点なんですけれども、ビル会社のほうでこのりんご箱についてはかなりお願いをされてやったというお話だったんですけれども、これはビル会社ですとか、あとは当時の市とか、具体的に言うとビル会社の経営陣とかそういうところから頼まれてやることになったというふうな認識でよいんでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 誰に頼まれたとかというのではなくて、もうそういう雰囲気で、私がやらざるを得なかつたと。でも皆さん当時の人たちは、多分きっとこう言うと思うんですよ、いや、わからないって。だけれども、私はやりたくてやつたわけじゃないですから。それに渋谷議員が、議長選で票が足りないから、丸野さん、小倉さん、美津緒さんの言うこと聞かないと一票が足りないからって私に言ったんですけども、これ、議長選とアウガの問題って何か関係あるんですか。

○丸野達夫委員長 沼田証人に申し上げます。

発言は御注意してください。山脇委員。

〔沼田智光証人「済みません」と呼ぶ〕

○山脇智委員 私からの尋問は以上です。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。

沼田証人におかれましては、青森市議会当委員会に御協力くださいまして、ありがとうございます。早速質問に入ります。

通告のとおり⑤番、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る競争見積もり提出に至るまでの件についてお尋ねしてまいります。

工事会社が見積もりを作成するに当たりまして、当然にして設計図が必要であります、沼田建設様元従業員藤信孝氏がエス・アイ・アール建築計

画事務所様へみずから設計の依頼をしたというふうなことを証言しておりますが、これは代表取締役社長として、沼田証人は御存じだったのでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 これ、今のは 19 日に返したやつに入っていますか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 一応、確認のためにこれからも質問をさせてまいりますので、どうか御質問に答えていただければと思います。

[沼田智光証人「入っているんですか。別な質問ですか。お答えした 19 日のやつに今の質問は入っていたんですか。別な質問ですか」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 エス・アイ・アールは入っていない。

[沼田智光証人「入っていないですか。ちょっともう一回いいですか」と呼ぶ]

○中村美津緒委員 質問内容ですか。

[沼田智光証人「質問内容をもう一回お願いします」と呼ぶ]

○中村美津緒委員 ⑤番、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る——ちょっといいですか。この質問内容というのは、本人には。

○丸野達夫委員長 知らない。

[齋藤賢剛議事調査課長「出頭請求書の番号は」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 出頭請求書の番号だそうです。

[沼田智光証人「⑤番、ないですよ」と呼ぶ]

[齋藤賢剛議事調査課長「1 個ずれています。それでいけば 6 番になります」と呼ぶ]

[沼田智光証人「6 番ですか、はい」と呼ぶ]

[齋藤賢剛議事調査課長「1 番目に委員長の質疑が來るので、実を言うと」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 俺がなくなったからか。

[齋藤賢剛議事調査課長「だから、質疑の番号で言うと、1 個下にずらしてください」と呼ぶ]

○中村美津緒委員 じゃ、今度から 1 個ずらしていけばいいんですか。はい。

⑥番、見積もり提出に至るまでの経緯の中で、質問してまいります。

工事会社が見積もりを作成するに当たりまして、当然、設計図が必要でございますが、エス・アイ・アール建築計画事務所さんに工藤信孝証人がみずから依頼したというふうに証言いただいておりますが、代表取締役社長として沼田証人は、これは御存じだったのかどうかお答えください。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 私は知りません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

沼田建設様が初めてビル会社へ提出した見積もりの月日が、平成24年2月9日となっておりました。どういった経緯で沼田建設とビル会社がおつき合いするようになったのかお答えください。

○丸野達夫委員長 沼田証人——きっかけですか。

[中村美津緒委員「はい」と呼ぶ]

○沼田智光証人 これは、前のやつに入っていないですか。

○丸野達夫委員長 入っていないですね。アウガとつき合うきっかけを。

○沼田智光証人 アウガとつき合うきっかけですか。うちの当時の担当が、営業活動の中で、今までアウガのずっと業者さんが、まあ高いということで、どこか安くフットワークいい会社ないかということで、うちのほうが紹介されて挨拶に行ったというような記憶はありますけれども、ちょっと何せもう結構前なので、ちょっとわかりませんね。ま、そういう感じでお願いします。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 当時の担当者というのは、どなたですか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 いや、もうこれは話していれば大体わかるんじゃないですか。工藤信孝って。同じNPOで、仲間で仲間もめしたあなた、工藤ですよ。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 沼田建設様は今回の補助事業に関しまして、4度にわたり見積もりを提出しておりますが、この見積もり作成者、全て工藤信孝証人でよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 多分そうだと思いますね。ちょっと記憶、結構前なので、わかんないですけれども、アウガのほう担当していたのは、うちの工藤だと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 4度にわたり提出しておりますが、沼田証人みずからビル会社へ足を運んで提出したこととかっていうのはございましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 いや、記憶がないですけれども。見積書は私、基本的に専門じゃないんでつくりませんから、直接届けるっていうのはなかったと思いますけれども。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 平成 29 年の 4 月 12 日、朝日新聞記事にですね、通い詰め、安い見積もりを出し続けた。営業の成果だ。これがビル会社とのおつき合いをしたきっかけのように取材に答えておりますが、通い詰めて見積もりを出し続けたというのは、そうすれば工藤信孝証人になると思うんですが、それでよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 その記事ですか、記事が全部言ったように書いているかちょっとわからないですけれども、普通、民間の仕事って通って顔を売ってお仕事をもらいますから、そういうニュアンスでしゃべっても、私の言葉として書いてあるときもあれば、書いていないこともあるので、新聞記者をもとに質問されても私もちょっと困りますよね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今回、補助事業、沼田建設様は知らなかったということでございますが、この競争見積もりに当たりまして、工藤信孝証人がみずから知っている 2 社へ見積もり依頼をして取りまとめてビル会社へ提出したという証言をいただいておりますが、この事実を初めて知ったのは、代表取締役である沼田証人は、いつ知ったでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 そんなに昔の話、いつ知ったんですかって言われたって、答えようないと思いますけれども。なので、どう答えればいいですか。（「わからない」と呼ぶ者あり）わかりませんでいいですか。わかりませんっていう質問——答えが欲しいですか。

○丸野達夫委員長 済みません、証人から質問はできないことになっておりますので。中村委員。

○中村美津緒委員 あと、申しわけございません。委員からわからないでいいとかっていう、そういう委員から出る発言も、ちょっと気をつけていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 不規則発言も御注意ください。

○中村美津緒委員 先ほど、新聞記者を当てにしないでほしいと言われましたが、市から初めて聞いたというふうに沼田証人は証言しておりましたので、そういった答えが返ってくるのかなと思いまして、質問させていただきました。

続きまして、⑦番、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリングラーの移設・増設工事に至るまでの経緯について、お尋ねしてまいります。

こちらは平成 29 年 4 月 12 日、同じくその新聞記事に、スプリングラー工事については、当時の担当者に確認したところ、工事はしっかりとされてい

ると新聞記事に書かれていたのでびっくりしたんですが、この担当者とは工藤信孝証人でよろしいんでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 その件は、いろんな工事をやっていまして、次から次にいろんな話が飛び交うもんですから、普通工事に伴って見積もり再度やったでしょということでお話ししましたけれども、いろんな工事やっていますから、私もやりましたよってお話ししましたけれども、実際ちょっとそこが間違っているところもありましたので、別な工事でスプリンクラーをやったというのを、私やったと勘違いした場合も多分あったと思うんですよ。で、ちょっと私も頭にきていたので、それは普通やったでしょと。ただ、普通民間の工事って、必ず増減って、例えばここはやらなくてもいいんで、こういうふうなのはこっちでやってくださいとか、例えばほかのところのやっぱり見積もりとか正しいことも結構ありますから、こういうふうに減ったとこだけクローズアップされて、これは不正でしょと言われても、じゃ、正しいことでやられたところを言われなければ、何かもう悪意がある質問にしか聞こえないんですよ。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 沼田証人は、見積もり作成するに当たりまして、担当者が作成したというふうに文書により回答をいただきしております。ヤマト運輸造作工事に関して、沼田建設様は下請業者に施工をお願いしておりました。アウガ地下1階、ヤマト運輸株式会社の造作工事でございます。この下請業者は、今、御記憶にございますか。どちらに下請を発注したのか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 いや、ちょっと今はわからないですね。前もって言ってくれれば、一応お話を聞いてきますけれども、今、ここでいきなり言われても、ちょっともうわからないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 質問に関しましては通告をしているので御存じかと思って、まあ、これからも質問に入ってしまうんですが、カクヒロ船場さんというところに発注を契約しておりました。沼田建設様と。で、その際に、カクヒロ船場様は、仮設工事、撤去工事からほぼ全て請け負っておりました。工事に入る直前、平成29年6月28日に、沼田建設様へ見積もりを提出しておりました。同時に、注文書も契約が締結されておりました。沼田証人のその代表印も押印されておりました。カクヒロ船場様の請負金額は約335万円、沼田建設様からビル会社への請求金額は800万円ございました。今回、そのスプリンクラー工事は施工されていないという事実が明らかになっておりまして、沼田建設様の見積もりに記載されている諸経費、127万円の粗利を差し

引いたとしても、その差額は大体約 330 万円にも上ります。工藤信孝証人は、ほかの追加工事、変更工事と相殺したというふうに証言をしましたが、これは工藤信孝証人から代表取締役社長の沼田証人へ報告はあったのでしょうか。

○丸野達夫委員長 もう一回。わからなかつた。

○中村美津緒委員 はい。このヤマト運輸株式会社でスプリンクラー工事はされていない事実が明らかになっておりました。で、カクヒロ船場様がこの全ての工事をほぼ全て請け負っておりました。カクヒロ船場様が沼田建設から請け負った金額は、ヤマト運輸に関しては 335 万円です、約。で、沼田建設様からビル会社へ、このヤマト運輸の請求金額は、800 万円でございます。で、沼田建設様の見積もりの中に、諸経費、これは建設会社、諸経費とお書きいたしますが、この 127 万円、これは沼田建設の利益だとしても、残りの約 330 万円は、どこかの追加工事、変更工事で相殺したというふうな証言を工藤信孝証人は言っていたんですが、この報告が工藤信孝証人から代表取締役社長の沼田証人へ、報告はあったのでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 いや、ちょっと記憶がないので、ちょっとわからないですけれども、細かいところはもう担当者に任せているので。でも、その当時、報告があったのかって聞かれても、ちょっと記憶がないのでちょっと今答えることができません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、これも同じ問題になりますので、取り下げいたします。

⑪番、アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンドの見積もり提出から工事受注に至るまでの経緯でございますが、担当者でないとわからないという、文書で回答いただいておりますが、こちらも工藤信孝証人というふうな御回答だと思いますので、続きまして、こちらもアウガ 1 階 8 区画のこのガールフレンドの工事も、実際はカクヒロ船場様が工事をされておりました。で、青森県へ提出されております工事経歴書というものがございます。その中に、ビル会社から工事を沼田建設様が請け負った全ての配置技術者、この主任技術者の氏名が、工藤信孝証人の名前ではない方、現在も在職中の方の名前が全て記載されておりますが、この記載されているお名前のこの方は、実際工事に関して、ビル会社から沼田建設様が請け負った実際工事に関して、どのような担当をしていましたのかお答えください。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 どのような……。

○丸野達夫委員長 多分、者を言わないとわからないと思う。

[中村美津緒委員「名前だけですか」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 いや、言っちゃだめだけれども。見せたら、者を。

〔沼田智光証人「ちょっとあんまり早くてちょっと」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 うん、見せたほうがいい。だってわかんない。開示請求したやつ。

〔中村美津緒委員、沼田智光証人に資料を提示〕

〔沼田智光証人、当該資料を確認〕

○丸野達夫委員長 ごめん、その担当者が。

○中村美津緒委員 担当者が実際どのような担当をされたのかお答えください。

○沼田智光証人 実際——ちょっと現場のことは私余り詳しくはわからないですけれども、普通、例えば書類で現場代理人と主任技術者って書くところありますから、主任技術者でうちのこの名前を書いたとは思うんですけども。なので、現場代理人として、工藤が営業と工事をやって、うちの担当は一緒に——ま、ほとんど夜間工事だったと思うので、工事手伝ったりだとか安全面見たりとかですね、ちょっとその辺は、私は工事のほう直接——うちの担当たちがやったので、そこ、誰がどこを担当したっていうのは、ちょっと今お答えしようがないですね。

○丸野達夫委員長 お座りになって結構ですよ。中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

じゃあ、そこに名前が記載されている方は、実際に、現場に従事したというふうな認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 そういう感じだと思いますけれども、何せもう平成24年とかの話なので、ちょっとそれを正確にお答えしろと言われても、ちょっと記憶に自信がないので、いっぱいあるうちの工事の中の一つ、二つ、三つとか、そういう感じなので、ちょっと答えようがないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

今の御質問しております1階8区画のガールフレンドの工事の件に関しましても、カクヒロ船場さんというところが工事をしておりました。で、沼田建設様と工事の請負契約を締結しておりましたが、カクヒロ船場様に直接お願いをした方はどなたになるんでしょうか、沼田建設様の。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 見積もり等担当していたのが工藤だと思うので、工藤だとは思いますけれども、さっきの質問でもお答えしましたけれども結構前なので、ちょっと……。恐らくという記憶しかないですね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあ、それでは 12 番のアウガ 1 階 8 区画ガールフレンドの下請業者発注に至る経緯も、今のお話ですと工藤信孝証人というお話でございましたので、取り下げいたしまして、次、13 番、平成 25 年 3 月に行つた地下飲食店の出店に伴う工事及びアウガ 1 階水の遊歩道工事①、②、アウガ 1 階 8 区画ガールフレンドの工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担した現場において、有限会社沼田建設が受注するまでの経緯について、何点かお尋ねをしてまいりたいと思います。

先ほど山脇委員からの質問でもございましたが、地下飲食店りんご箱出店に伴い沼田建設様が工事を受注されておりました。同時に、出店営業者、いわゆるりんご箱のオーナーでもございました。その経緯は先ほどお尋ねしてまいりましたが、平成 25 年 3 月 1 日に、1999 万 8090 円、約 2000 万円の見積書が提出されておりますが、この見積もり作成担当者をお答えください。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 その一千九百何ぼというのは、今のりんご箱のやつですか。

[中村美津緒委員「はい」と呼ぶ]

○沼田智光証人 は、うちの工藤だったと思いますね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

これまでの沼田建設様の見積書の押印なんですけれども、ほとんどが角印だったんですね。角印が押されてビル会社へ提出しておりました。で、今回のこのりんご箱の見積書の印鑑というのが、代表印が押されておりましたので、このりんご箱の見積もりに関しては、沼田証人みずから担当されていたのかなと思いまして、確認で御質問をさせていただきました。

ビル会社が工事費を負担した約 2000 万円以外に出店者でございました沼田建設様が工事費を負担する内装工事も行われたが、工事費について把握していないと市側に沼田証人は一度証言をしたことがございました。これまた朝日新聞の同じ記事で、事業費のうち内装工事代を除く約 4000 万円はほぼ全額沼田建設が支払ったとお答えにもなっております。

確認のためにお尋ねをいたしますが、内装工事を除く約 4000 万円、その事業費でございますが、どのようなものを沼田建設様が負担したのかお答えください。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 普通、飲食店とかやる場合に、什器備品とかも全部用意しないと、飲食店って成り立たないと思うんですよ。多分おわかりになると思いますけれども。なので、例えば——さっきもお話ししましたけれども、全ての融資がダメでしたから、例えば食器とかプロジェクターとかですかね。あと、いろんな備品関係とか冷蔵庫とか、多分そういうもろもろで全部でそ

れぐらいだったんじゃないかなって思いますけれども。いいですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

ということは、じゃ、内装工事以外の事業費というふうな認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 内装——今、例えばお話ししましたけれども、その2000万円近くの見積書の内訳から外れているものに関しては、こっちのほうで負担してやったと思いますね。

なので、内装工事以外というふうに分けられても、ちょっと完全に全部というわけじゃなかったと思いますね。アウガで出せるのが、もうそのぐらいがマックスだということで、多分内装工事、それぐらいじゃおさまらないので、そのほかをうちで多分、当時の人たちと恐らく話をして分けて、承認もらっていると思うので。だから、区分けされてもちょっと困るところはあります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 続いての質問でございますが、先ほど山脇委員も申し上げましたが、勘違いしているんじゃないかというふうに沼田証人はおっしゃいましたが、やっぱり勘違いするような、そういう議事録の内容でございました。じゃあ、どのような議事録の内容が記載されていたか、ちょっとあらためて確認のために、沼田証人にお尋ねをしてまいりたいと思います。

平成25年2月8日、ビル会社の取締役会議事録の内容でございます。確かに沼田智光証人は、平成25年3月5日に出店営業及び店舗使用に係る契約書を締結しております。それは、沼田建設様が契約者で、連帯保証人が沼田証人になっております。しかし、平成25年2月8日、この取締役会議事録では、沼田建設様が初めは有限会社N社から工事見積もり、イメージペース等を請け負った会社とありました。で、議事録を見ますと、初めは有限会社N社から工事を請け負う予定だったのでしょうか。お答えください。

○丸野達夫委員長 あれ、有限会社N社っていうのは、融資のおりなかった会社のことですか。

〔中村美津緒委員「はい」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 融資のおりなかった会社のことなんでしょう。中村委員。

○中村美津緒委員 ちょっと正式名称でお名前言うことができませんので、有限会社N社とさせていただきます。そこから工事を請け負う予定というふうに議事録では記載されておりましたが、それで間違いないかお答えください。

〔沼田智光証人「さっきもお答えしましたよね。山脇さんのとき。山脇さ

んのときに、元々工事を請け負うだけでしたよってお話ししていますから。同じ質問は……」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 違う違う。誰から——要は、ビル会社からなのか、そのN社からなのか、どちらから依頼されたんですかという質問だと思いますけれども。

○沼田智光証人 ああ、それはちょっと、私はわからないですね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあ、それでは議事録にこのように記載されておりますので、もし間違って、違うのであればしっかりと否定をしていただきたいと思います。

平成25年2月5日午後1時に、アウガ内で行われている会議中に沼田建設社長の沼田氏から連絡が入るというふうにされております。次に沼田社長は、りんご箱は当社でも構想をお手伝いしていたが、ぜひ実現したい。有限会社N社のNさんも、リスクをもって協力し、店長として頑張ってくれるのであれば、沼田建設としてもお手伝いしたいの一席を設けてほしい、と電話内容が記載されております。で、その内容を沼田社長に、じゃ、これは皆さんに今ちょうど皆さんがいるから説明していいか、その後に野呂周生証人は、沼田証人に確認をとった後、会議でその場にいた5名に説明をしております。つまり、沼田証人がぜひ協力したいと。沼田証人から言ってきたというふうなのが記載されております。

この事実はどうですか。間違っていますか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 私がぜひやりたいっていうことを本当かどうかってことですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい。取締役会議事録に記載されておりますので、合っているのかどうか。先ほどは、自分からやりたい、お手伝いしたいとか、そういったのは一切なかったというふうなお話でございましたので、この取締役会議事録とちょっと異なるところがございますので。まだ続きがあるんですが、いかがでしょうか。

○沼田智光証人 私がさっき山脇議員にお話ししたとおりです。いいですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 であれば、この取締役会議事録のこの添付された資料が違うというふうなことがわかつてくるわけでございますが、同日、2月5日18時に、3者で協議したということに議事録、記載されております。このとき、その協議内容というのは、内装工事の請負についての相談の内容だったのか、あるいはりんご箱を沼田建設様が出店するための協議内容だったのか、

どういう協議内容だったのかお答えください。同日の18時、3者で協議したことになっております。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 いや、そもそももうわからないですね。4年も前のこと、記憶鮮明に覚えているかったって、ちょっとそれはなかなか難しいことだと思うので、どうでしたかと言われても、ちょっと答えようがないですね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあ、それでは実際に、何て言うんでしょうか、この日に野呂周生氏に電話をして、その日に会ったという記憶はないですか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 何回も同じことしゃべりますけれども、だから、かなり前の話を記憶どうですかって今いきなり言われても、答えようがないですね。何てしゃべればいいんですか、逆に。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあ、記憶ないということでございまして、続きましての質問は、私たちは議事録から質問するしかございませんので、確認のために質問させていただいておりました。議事録には、沼田建設様へ確認事項として、賃料の条件に関しては、地権者問題、経営陣と沼田建設が癒着しているとの一方的なうわさがある。賃料を下げて入居したと言われたくない。改裝工事費については、正直、店舗の改裝工事費用はアウガに協力をいただきたいので、そのアウガが負担できる限度額をお知らせいただきたいと沼田証人が話されたということになっておりますが、そうすると今までのまた話とはちょっと食い違うんですが、こちらもどうですか、記憶にございませんか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 どう食い違うんですか。アウガに私だけに負担させないでアウガでも持つてくださいって話は私しました。で、その上限幾らですかという話とその食い違うというのは、どう食い違うんですかね。ちょっと意味——質問の意味がちょっと、何かよくわからないっていうか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 実際にこのようなやりとりがあったのかどうか、御記憶にございますか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 いや、もう記憶ないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 14番の質問でございますが、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担した現場において、沼田代表取締役の関与から代表取締役

決裁に至るまでの経緯については、今までの沼田証人からのお話とこれまでの調査結果で理解ができましたので、この件に関しては取り下げをいたします。

15番の青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する沼田智光代表取締役社長の関与から、代表取締役決裁に至るまでの経緯についてお尋ねをさせていただきます。

沼田証人は、今まで何度も質問をして大変申しわけございませんでした。食街道に関しては、補助事業だということは知らなかつたというふうな御回答をいただいておりますが、見積もりの段階では補助事業だということを知らなかつたとお答えになつておりますが、それでは市から聞いて初めて知つたというふうなことをお答えになつてはいるんですが、それでは最終的に、本当にもうこの件に関しては質問しませんが、補助事業だったというふうに改めて認識したのはいつでしょうか。

○丸野達夫委員長 市から聞いたときでないのですか。

[沼田智光証人「意味がわかんないです」と呼ぶ]

○中村美津緒委員 じゃ、市から聞いたときということでおろしいでしょうか。

[沼田智光証人「何かそう言われたんですか。よくわからないですよね」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 ちょっと私も。あれでしょう。補助事業だったってわからなかつたけれども、市から補助事業だって聞いたから、沼田社長は気づいたっていうのはわかつたけれども、そこから何を聞いたのですか。中村委員。

○中村美津緒委員 要するに、沼田社長は市から初めて聞いたときに、あ、補助事業だったんだなということがわかつたのかなということをお聞きしたかったんですが。（「何か誘導してるな」と呼ぶ者あり）

[沼田智光証人「そっちに話、持っていくたいんですか」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 ごめん、質問できないので。

○中村美津緒委員 じゃ、いいです。これ、取り下げます。いや、誘導も何もしていません。

○丸野達夫委員長 いやいや、違う。取り下げてもいいんだけれども、そうじゃなくて……。

[沼田智光証人「この人ね、商工会議所の青年部だからうちの工藤だけ守りたいとか、サッカーの仲間だから村山さんを守りたいとか、こっち寄りになってくれって誘導ばっかりしているでしょ、あんた」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 沼田証人、自分の意見は言えないので、済みません。

[沼田智光証人「済みません」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 中村委員、何て言えばいいんだ……。

[沼田智光証人「税金でやってんだからさ、早く終わらせてよ」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 沼田証人、ちょっと。

[沼田智光証人「パフォーマンスしすぎなんだ、お前」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 済みません、発言。

知らなかつたって言って、市の質問で初めて知つたってということを述べているから、それで終わっちゃうじゃない。あなたの質問の意味が、ちょっとそこでわからなかつた。

[中村美津緒委員「わかりました。申しわけございませんでした」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 いいのですか、しなくていいのですか。

○中村美津緒委員 はい。結構です。

じゃあ、済みません。ビル会社が青森市と国へ実績報告書を提出しておりました。その中で、ビル会社が、沼田建設様が作成したというふうな文書を抜粋して沼田証人にお見せしたいと思います。で、沼田証人がどこまで知つていたのかというのをちょっとお尋ねしたいと思いますので、こちらの実績報告書に添付しております……。

○丸野達夫委員長 写真あったっけ。

[中村美津緒委員「あります」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 あ、そう。はい。

[中村美津緒委員、沼田智光証人に資料を手渡し、「こちら、実績報告書に添付されている契約書と工程表、工事写真台帳。あと、ビル会社が沼田建設様が作成したとおっしゃった議事録でございました。これに知っているところがあればお答えください」と呼ぶ]

○中村美津緒委員 まず、1番目でございますが、その工事請負契約書は、ビル会社が作成したものでございました。しかしながら、工期、契約日、施工期間が恣意的に変えられた工事請負契約書でございます。②番目は、沼田建設様提出の、着工日は工程が、そのもの自体が恣意的に変えられた工程表でございます。で、③番目は、工期の着手日が恣意的に変えられて提出された工事写真帳でございます。それには沼田建設様の社名が書かれておりました。で、4番目は、これも勝手に第三者の会社名、代表社名が利用されてつくられた議事録でございました。その中には、沼田建設様の工藤信孝証人の実名が記載されておりました。これら全ては、ビル会社側は沼田建設様が作成して提出したというふうに、それで添付をしたとおっしゃっているんですが、社長としてその書類というのはごらんになった記憶はございますでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 請負書のこの表紙は見たことがありますけれども、あの

やつはうちでつくったと思いますけれども、うちのほうはもう提出して、もし不備があればビル会社のほうから指摘されるので、ビル会社がよくてこれを受け取ったと思いますから、これに対して何かこう問題があるんですか、これ。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうすると、その作成者はどなたになりますでしょうか。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 あの、さっきからずっと同じ話ししていますけれども、アウガの担当はうちの工藤でしたから、工藤だと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、最後の質問でございました。

17番の青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事における元社員、工藤信孝氏との情報共有について、最後お尋ねしてまいります。

平成24年7月11日に、工藤信孝証人と合同会社を設立している事実がございまして、平成25年6月17日、工藤信孝証人、野呂周生証人、先ほど沼田証人がおっしゃいました合同会社を設立して、りんご箱という会社を共同経営する経緯になったわけでございますが、これまでアウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、市側が沼田証人に再三お尋ねしたところ、担当者、工藤証人が既に退職しておりますので詳細についてはわからないというふうなお答えをしておりました。それで、なかなか先に進まなかつたこともあるんですが、新聞記者の取材に対しましては、工藤証人から聞いたことを、二転三転してございましたがお答えになっておりました。工藤証人は、質問で、証言で、沼田社長とはプライベートなどでも話し合って、いつでも連絡をとり合っていたというふうにお答えしておりました。

本当の最後の質問でございますが、なぜアウガ問題に関する調査特別委員会に対しまして、沼田証人は担当者が退職してわからないというふうなお答えをしたのか、ちょっと私には理解できないのですが、なぜ工藤証人に確認をしなかったかお答えください。

○丸野達夫委員長 沼田証人。

○沼田智光証人 悪意ある報道とかされるので、特にあなたがよく直接電話して誘導尋問みたく周りの人にしゃべるもんですから、あなたみたいな人、相手にしてもしようがないなと思ったんで。そんなにやりたいんだったら民事でやってくださいよ。

○丸野達夫委員長 工藤証人に何で確認しなかったのかっていう質問なんですけれども。

○沼田智光証人 電話で連絡——お互いすれ違いとかいろいろあったので、ま、連絡できないとかいろいろな条件が重なったり、ちょっともう多忙な時

期だったんで、ちょっと……。そういう感じのときにそういう話をしたんじゃないかなって記憶はありますけれども。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○丸野達夫委員長 以上で、沼田智光証人に対する尋問は終了いたしました。

沼田智光証人には、長時間ありがとうございました。

御退席して結構でございます。

〔沼田智光証人退席〕

○丸野達夫委員長 以上で、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏の証人尋問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は 10 分後に第 1 委員会室で行います。御苦労さまでした。

#### 午後 4 時 7 分休憩

---

#### 午後 4 時 18 分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

お疲れのところ、大変申しわけございません。引き続き、会議を続行いたしたいと思います。

野呂和生氏からの申し出についてを案件といたします。

事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 お手元に配付しております資料ですけれども、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長の野呂和生氏から議長宛てに申し出の文書が来ております。

若干経緯を申し上げますと、その文面の中にも書かれておりますけれども、自分の糖尿病が悪化して、昨年末から大分調子が悪いということで、年明けも何度か病院のほうに検査している最中とのことであります。精密検査をしているということで、この件に関しましては、野呂和生氏の御子息の野呂周生氏からも年明けから何度か相談の電話がありました。きのうも病院に行き精密検査をしておりまして、やっぱり大分体調が悪いということで、この後も何回か精密検査をした結果で診断書を出していただけるという話をしておりました。それを踏まえての状況説明とお願いの文書が来ておりましたので、このことについて御協議をよろしくお願いします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長野呂和生氏については、来る1月16日午前10時に証人尋問を行う予定でしたが、お手元に配付の文書のとおり申し出が来ております。

なお、きょうの委員会には間に合いませんが、医師の診断書も後日提出するとのことであります。一説によりますと、二十数キログラム体重も落ちたというふうに聞いておりますので、証人の願いであります部分を皆さんで御協議していただきたいと思いますが、この件について御意見等ございますか。山脇委員。

○山脇智委員 うちの会派から提出したものなので一応意見として言うと、やはりこういう状況であると、当然16日には証人喚問はできないと思います。ただし、100条調査のハンドブックにもあるとおり、医師の診断書などきちんと証明するものが必要なので、後日それが出されてから証人喚問を中止するのかの対応を、この委員会で決めるのが一番いいのかなという思いです。

とりあえず16日に呼ぶのは、もうなしということにしたほうがいいのではないかなということです。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 診断書の提出が後日とのことでありますが、いつ出すのか確認していない、聞いていないですか。

○丸野達夫委員長 聞いていますか。議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 私が聞いている範囲内では、この後あと2回ほど精密検査を受ける予定だというお話を聞いておりますので、多分早くても今月末というふうには予想しておりました。

[「全部終わんないと書けないんだって、医者が」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 まあ、日常会話も難しいということですので、そこら辺も御配慮していただきたいと思いますが。

ほかに御意見ございますか。秋村委員。

○秋村光男委員 回復したら証人喚問をするという立場なのかどうか、この辺を判断しないとならないところであります。もちろん今はとてもやれる状態じゃないわけとして、どのくらい期間を置けば治るのかわかりませんけれども、そのときには再度考えるというようなことで判断するか、それとも……。

○丸野達夫委員長 大変失礼だけれども、回復する病気なのかどうかも。（「わからないですよね」と呼ぶ者あり） はい。山脇委員。

○山脇智委員 当然もう呼ばないという選択肢もあると思いますし、逆に精密検査の結果すぐ——多分すぐよくなるようなものではないと思うんですけども。なので、やっぱりその診断書がないと最終的に委員会での判断というのはできないと思うので、まず16日の喚問は中止して、診断書が出され

てから対応を決定するというのが一番いい方法なのかなというふうには思います。

○丸野達夫委員長  いざれにしても、多分 16 日の証人喚問はできないというのが確定だと思うので、その御了解はまず……（発言する者あり） 藤原委員。

○藤原浩平委員  16 日の喚問は保留ということにして、診断書をできるだけ早く提出してもらうように再度要請すると。確かにいろいろ症状などを医者として判断して、結論として出す診断書もあるかもしれません、当面 16 日の証人喚問は無理だというような診断書を裏づけとしていただいたほうがいいのではないか。

○丸野達夫委員長  木戸委員。

○木戸喜美男委員  今言ったみたいに、20 キロも痩せたとかというのであれば、体力的なものもあるし、そういう書類上整うものであればすぐ整えていただいて、私としては無理に喚問しても病状が悪化するだけであれば問題なので、そこら辺は健康上のこともしっかり熟慮しながらしていただければと思います。

○丸野達夫委員長  それでは 16 日の証人喚問は中止することによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長  その後のことについては……。どうぞ、赤木議員。

○赤木長義委員  ここで、まあ状況に応じてだけれども、当該回答文書をもって 100 条への対応とさせてもらいたいというふうに来ているので、そこはよく斟酌しなきゃいけないと私は思う。多分本人も体力的に自信がないから言っていると思うので、そこは当然にして……。

○丸野達夫委員長  それは診断書が来てからそれを斟酌して、取り消すなりどうするのかというのは決定したいと思います。

[赤木長義委員「という形になると思います」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長  土日挟むと実質 1 日しかないので、16 日は証人喚問を取り下ることによろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長  議決で決めたものですから、議決をして取り消さないといけないので——済みません。野呂和生氏の出頭請求の取り消しにつきましては、平成 29 年 12 月 20 日の本委員会において否決されておりますことから、この件に関しましては一事不再議に該当いたしますが、今般、同氏からの申し出が事情変更に当たるものと認め、一事不再議に該当しないことを前提に、改めてお諮りしたいと思います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 出頭取り消しの件を議題といたします。

去る平成 29 年 12 月 13 日に、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、来る平成 30 年 1 月 16 日午前 10 時に元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長野呂和生氏を証人として本委員会に出頭を求めるなどを議決いたしましたが、諸般の事情により出頭請求を取り消したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって本件は、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長野呂和生氏に対する出頭請求を取り消すことに決しました。

案件は以上でございますが、その他、事務局からありますか。議事調査課長。

○斎藤賢剛議事調査課長 委員の皆様のお手元に資料、2種類ほど配付しております。

1つが、調査結果回答書の様式というものであります。

あともう1つが、1月、2月の――事務局で仮置きした今後のスケジュールをお配りさせていただきました。

まずは、スケジュールのほうを見ていただきたいと思うんですけども、1月のスケジュールでいきますと、ただいま 1 月 16 日午前 10 時から開催する予定でした本委員会につきましては、こちらは取りやめということに決まりましたので……。

○丸野達夫委員長 まだ決めていない。これからやろうと思っていたけれども。(発言する者あり) 出頭がなくなったけれども、委員会を開かないとはまだ決めていないでしょう。(「そういう意味か」と呼ぶ者あり) 後でやります。

○斎藤賢剛議事調査課長 16日の証人尋問自体は取り下げになったんですけども、そうしますと、案件があれば 16 日に開催することになります。

16日の件を受けまして、今後のスケジュールとして事務局で考えているのは、まず 3 月議会で本委員会の最終報告というのが一義的なめどになります。それを逆算して考えますと、これまでさまざま 100 条調査権を用いて記録の提出を求めたり、あるいはきょうまで関係人に対して証人尋問を行いました。なお、野呂和生氏に関しては一旦保留でありますけれども。

そういう部分を踏まえまして、調査報告書に盛り込む内容として、調査結果にどのような内容を盛り込むことができるかというのが、今後、委員の皆様で御協議していただかなければならぬ形になります。

については、調査結果回答票を配付しておりますが、これは具体的な調査事項として全部で 6 項目ありますので、その項目ごとに本委員会の調査結果の内容を、例えば提出された記録や関係人からの証言に基づいてこのような調

査結果が出されるというふうな御意見を、会派ごとにいただきたいと考えております。そのための回答票であります。

参考までに、資料といたしまして、中間報告書の内容でありますとか議事録も作成しておりますし、A3横長の3枚ものの資料につきましては、これまでいただいた記録をもとに事務局である程度関係相関図的なものを整理した資料でありますので、これらも参考にしながら一事務局の案といたしましては、1月26日に例えれば午前10時から本委員会を開催してその件を協議するということを前提とすれば、この回答票を1月24日の午後5時までにいただいて、各会派の御意見を集約したものを26日に御協議いただくというスケジュールでどうかと考えております。

このことについては、1回だけの協議では調査結果の内容というのを精査できないと思っておりますので、何回か委員会を開催しなければならないものと考えております。2月は週1のペースでの開催をベースに考えたところですが、協議の進みぐあいによっては、週1回のペースが2週間に1回とかになるかもしれません。

いずれにしても、3月議会で最終報告をまとめるという形になりますと、協議には時間を要することとなりますので、その点を認識していただいた上で、今後本委員会を進めていきたいと考えてきましたので、そのような方向で進めることでよろしいかどうか、御協議いただきたいと思います。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ただいま議事調査課長から説明がありましたように、16日の開催はこの後取り下げというふうにしたいと思いますが、とりあえず16日開催の百条委員会は皆さんに通知しておりますから、まず16日、次に1月26日、あと2月は1日、8日、15日、22日の各木曜日を想定しております。

このことについて、御意見等ございますか。藤原委員。

**○藤原浩平委員** それはいいんだけれども、今、議事調査課長から3月で最終まとめというふうなお話がありましたが、そのことについては、まだ確認されていないのではないかというふうに思うんですけれども。

このスケジュールの問題として、その辺のところは、きょうはそれを前提にしないでおきたいというふうに思います。

**○丸野達夫委員長** 議事調査課長。

**○斎藤賢剛議事調査課長** 浄みません。もちろん3月、本年の第1回定例会の報告が必須ということでは当然ございませんので、調査の進みぐあいによっては翌年度という話もありますので……。

**○丸野達夫委員長** いずれにしても中間報告はしないといけないので。

**○斎藤賢剛議事調査課長** その場合は、第1回定例会は、今、委員長がお話をしたとおり中間報告に切りかえますし、また平成30年度の予算の経費にか

かわる部分も議決しないと進められなくなりますので、そういった部分もあわせて協議が必要になってくるところでございます。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 いずれにせよ、2月に4回開催する中で、まとめられるならまとめるし、まとめられなければ予算の獲得に向けた動きに切りかえていかなければいけないとは思います。

そのような流れでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、ちょっとタイトなスケジュールですけれども、各委員においては日程をあけておいていただければと思います。

開催回数が減ることがあるとは言っていましたけれども、ふえることはあっても減ることはないと思います。だからあけておいてください。済みません。赤木委員。

○赤木長義委員 ということは、1月26日に開催して、その後、2月1日、8日、15日、22日と、この日程を押さえていただきたいということですね。

○丸野達夫委員長 そうです。開催の追加があるかもしれないのに、心の準備だけしておいてください。

ほかに事務局、いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 なければ、委員の皆様から何かありますか。藤原委員。

○藤原浩平委員 16日は委員会なしですか。

○丸野達夫委員長 今、確認します。中村委員。

○中村美津緒委員 ちょっと市側に確認していただきたいことがあるんですが、きょうの明本証人の証言で、平成29年11月22日にあれだけ市側にしっかりとまとめて御答弁いただいたのが、全て覆されるようなきょうの明本証人の証言でございました。市側からは、補助事業の見積もり合わせ等について聞かれた記憶はないというふうにも答えておりましたことが、少し残念でございました。そうすると、11月22日に明本証人と面談してというのが全て覆されることになってしまいます。これちょっと市側へ確認していただきたいということがございました。

○丸野達夫委員長 私が聞くという意味でしょうか。

[中村美津緒委員「はい」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 はい、わかりました。

ほかにございますか。赤木委員。

○赤木長義委員 今の件は何ですか。明本証人の証言と市が言っていることが違うから、そこの確認をという話ですか。

○丸野達夫委員長 要は、何日だか忘れたけれども、経済部長が来て答弁し

た日があるじゃないですか。あのときに誰から聞いたんですか、明本さんにはこういうふうに聞きましたって証言したんだけれども、明本さんにきょう聞いたら、そういうのは聞かれた覚えはないって答えたので、その市の調査はどうなっているんだという意味ですよ。それは聞いておきます。

ほかにございますか。なければ、案件がないので1月16日の委員会は取り消してもよろしいですか——あるんですか。中村委員。

○中村美津緒委員 本日でほぼ証人喚問は、野呂和生証人の保留を受け、全て終わったことにはなるんですが、本来の百条委員会の調査の目的であります。

市側はどうしてここまで管理することができなかつたのか。今回の補助事業には、市は500万円の補助金を出しております。支出命令書にも、経済部の決裁に4人が処理しており、目を通しております。見抜けなかつたのか、現場を見ることができたにもかかわらず、その実績報告書をうのみにしてしまつた、市側がどうしてそこまで見抜けなかつたというのを、今回、全く今まで聞ける状態ではありませんでした。当時の佐々木経済部長には、まだこの確認はしておりません。代表取締役社長の佐々木淳一——元社長としての文書による質問状は出したものの、今回、私改めて当時の経済部長として、佐々木淳一氏にこれまでの経緯を、文書による質問を提出させていただきたいのですが、皆様にお諮りをさせていただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 佐々木淳一さんを経済部長として呼ぶのであれば、公務員として、(発言する者あり)文書で回答を出すにしても、公務員の守秘義務の部分があるので、そこの部分をクリアできないと、できないと思うんですよ。だから、私はそこについて、これは結局最終的な判断は現市長になると思うので、「そうです」と呼ぶ者あり)市長が了解するのかどうかも含めてだと思います。

だから、いずれにしろ市のかかわりがあったかなかつたかというよりも、まず今までの流れを見ていると、会社が会社として、ちゃんとした会社だったのかというところがまず一義的に、「ビル会社がね」と呼ぶ者あり)ビル会社が。あとはもうお二人の質問の内容だと民と民の中の内容がほとんどで、行政がかかわったところというのは見えてこなかつたと。

したがつて、それをまた質問でやるという形をする必要は私はないと思う。これについては、私は佐々木さんに対して1つのフィルターがあることだし、文書で出すことも必要ないと思います。

○丸野達夫委員長 一応申し出があつたので諮らないといけない。

ほかに御意見ござりますか。山脇委員。

○山脇智委員 百条委員会の調査の目的というのは、やっぱり行政関係の関

との状況を調査するということなので、今、ビル会社、そしてかかわった業者ということは調査しているんですけども、最後、市側の部分というのは、市の当時の方がもういないので、当然クリアしないとだめな部分はあるんですけども、その部分は、やはり本委員会で何を聞くかを質問したら、それを見て当時の市がこれが公の秘密、利害に当たるかどうかというのを判断するというふうな、たしか 100 条調査権のハンドブックに書かれているので、私はまず認めてもいいのではないかなと思います。

○丸野達夫委員長 大前提をまず理解した上で議論していただきたいんですが、赤木委員が言うように、地方公務員法第 34 条で、秘密を守る義務が公務員にはあります。それは退職後も適用されます。

それと、民事訴訟法第 191 条では、証言の拒否も認められております。また、同条第 1 項では、当該監督官庁の承認が必要、つまり市長の承認が必要になってまいります。それがなければ、幾ら要求しても、まず認められなければそれで終わるということだけは、理解した上で行動していただければなと思います。それは理解した上で求めているということですか。

[中村美津緒委員「はい」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 わかりました。

それで、質問事項は何ですか。

[中村美津緒委員「これから……」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 これから考えるのですか。

[中村美津緒委員「きょうこれからじゃないですけれどもね」と呼ぶ]

[赤木長義委員「それはこの場で諮る必要がない。だから 26 日なら 26 日に諮るなりするべきで、今する話じゃない。内容決まってないのなら」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 じゃ、質問内容を 26 日までにまとめていただくということでいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それを見た上で、質問するべきかどうか判断したいと思います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 ほかにございますか。

それでは、1 月 16 日の開催は、取り下げることでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 あとは……議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 そうしますと、まず 1 月 16 日は本委員会を開催せずに、1 月 26 日に開催することであれば、1 月 16 日で招集通知を皆様に通知しておりますので、事務手続上は、日時等の変更という形で処理さ

せていただきます。後ほど、お送りさせていただきます。

今、予定している案件としては、まず、さきほどお配りした調査結果回答票について、もし御意見を提出できる会派は、1月24日の午後5時までに事務局に提出していただきたいと思います。

次に、ただいま中村委員から御提案のあった文書による質問の件、さらに、野呂和生氏の診断書が間に合えばその件を、間に合わなければタイミングの合う直近の委員会で野呂和生氏の件も再度御協議いただきたいと考えておりましたので、よろしくお願いいいたします。

**○丸野達夫委員長**　ただいまの議事調査課長の説明のとおりでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○丸野達夫委員長**　それでは次回、1月26日午前10時から委員会を開催したいと思います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○丸野達夫委員長**　以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

**○丸野達夫委員長**　御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

( 会 議 終 了 )